

濃厚接触者の待機期間について

濃厚接触者とは

濃厚接触者とは、患者の感染可能期間において、当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次のいずれかに該当する方が該当となります。




- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※ 出典元：[新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和3年11月29日版）](#)

濃厚接触者の待機期間について

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者は、感染者と最終接触した日を0日として、次表のとおり翌日から7日間は不要不急の外出自粛をお願いします。

ただし、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（**社会機能維持者**）に限り、社会機能維持者の所属する事業者において、**次表のとおり**検査等を行った場合には、7日を待たずに待機を解除する取扱いを実施できます。なお、10日間が経過するまでは検温など自身による健康管理や感染対策をしてください。

	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日
社会機能維持者 <small>（医療従事者含む）</small> 	最終接触	キムン			不要不急の 外出自粛	検査	検査	解除	検温など自身で 健康状態の確認等		
勤務を続ける 医療従事者 	最終接触	PCR	検査	検査	検査	検査	検査	解除	検温など自身で 健康状態の確認等		
		キムン	検査	検査	検査	検査	検査	解除			
上記以外の 濃厚接触者 	最終接触	不要不急の外出自粛						解除	検温など 自身で 健康状態の 確認等		

検査方法は業事承認された抗原定性検査キットを必ず用いることとされている。勤務を続ける医療従事者はPCR検査（抗原定量検査含む）が望ましいとされている。

社会機能維持者の待機期間短縮の検査等

1. 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
2. 無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
3. 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能であること。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、[別添確認書](#)の(1)(丸数字の1)から(5)(丸数字の5)の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
4. 事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
5. 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

[医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について](#)

[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)

[新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について](#)

[B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて](#)

社会機能維持者とは

神奈川県における社会機能維持者は、次のとおりです。

医療体制の維持

全ての医療関係者

医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

支援が必要な方々の保護継続

高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）

生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

国民の安定的な生活の確保

自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者

1. インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信、データセンター等）
2. 飲食品供給関係（農業・林業・漁業、飲食品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
3. 生活必需物資提供関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
4. 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー・コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
5. 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
6. 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
7. ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
8. 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
9. メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
10. 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

社会の安定の維持

社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の業務継続

1. 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカード、その他決済サービス等）
2. 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
3. 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機・潜水艦等）
4. 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
5. 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
6. 行政サービス等（警察、消防、その他の行政サービス）
7. 育児サービス（託児所等）

その他

医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

学校等については、児童生徒等や学校の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

[お問い合わせ](#)

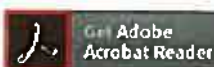
[サイト](#)

このページに関するお問い合わせ先

[健康医療局 医療危機対策本部室](#)

[健康医療局医療危機対策本部室へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[健康医療局 医療危機対策本部室](#)です。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。